

当院職員による入院患者さんへの虐待事案について

令和7年4月、当院職員による複数の患者さんへの虐待を疑う事案が発生し、病院から関係自治体へ通報をいたしました。その後、自治体による関係者への調査が行われた結果、自治体より、以下の行為が虐待にあたる旨の通知がありました。

- ① 排泄誘導の際の身体接触の方法について
- ② 食事介助の際の患者さん個々に対する対応の使い分けについて
- ③ 病室に戻ることを患者さんが拒んだ際の対応について
- ④ 食事時間に就寝中の患者さんへの食事提供のあり方について
- ⑤ 患者さんの汚物処理時の対応について

当院では、これまでも虐待防止に係る研修や取組みを実施してまいりましたが、排泄誘導時の身体接触の部位によっては患者さんの尊厳を損なう行為であること、患者さん個々に応じた食事介助を行わないと誤嚥や窒息の危険性が高まること、患者さんが職員の意図と異なる行動をされる場合の行動の意味や原因を丁寧にたどること、患者さんの食の楽しみを理解すること、適切な汚物処理に対する認識等が不十分であったと考えております。

本事案を受け、当院の虐待防止委員会で原因分析を行い、以下の取組みを行うことでこれまで以上に虐待防止に真摯に取り組んでまいります。

- ① 排泄誘導の際の患者さん個々に応じた対応方法の見直し
- ② 患者さん個々に応じた食事介助の工夫
- ③ 移動を拒む患者さんの移動介助手段の見直し
- ④ 食事時間に就寝中の患者さんに対する食事の意思確認の徹底
- ⑤ 汚物処理の適切かつ確実な実施の徹底
- ⑥ 虐待防止に向けた職員向け研修会の継続実施
- ⑦ 不適切ケアや虐待防止に向けた職員提案による標語の各職場における唱和
- ⑧ 虐待疑い事案の匿名での通報を可能とする職員用意見箱の各職場への設置
- ⑨ 職員がお互いに指摘し合えるようなカンファレンスの実施

この度は、患者さん、患者ご家族および地域の方々並びに関係機関に多大なる不安やご心配、ご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。今回のような事案を繰り返すことのないよう、職員一丸となって、地域の医療・福祉に貢献するための信頼回復に全力で努めてまいります。

令和8年5月29日

独立行政法人国立病院機構
やまと精神医療センター
院長 井上 眞